

議案第 15 号

富津市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
富津市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 21 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

道路占用料の徴収に係る規定を整備することによりその徴収を適正に行うため、
条例の一部を改正するものである。

富津市道路占用料条例の一部を改正する条例

富津市道路占用料条例（昭和48年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第39条」を「第39条第2項」に改める。

第3条を次のように改める。

（占用料の徴収）

第3条 占用料は、占用の許可をした日から1月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。

第4条ただし書を次のように改める。

ただし、市長が道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還するものとする。

第5条各号列記以外の部分中「占用料を納入すべき者（以下「納入者」という。）が」及び「当該」を削り、「の全額又は一部を免除」を「を免除又は減額」に改め、同条第2号中「納入者が国又は地方公共団体あるいは公益法人であって、当該」を「国の行う事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。）第18条に規定する事業を除く。）又は地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業が行うものその他」に改め、同条第3号中「前各号に定める」を「前2号に掲げる」に、「、その他の」を「その他の」に、「全額徴収することが不相当であると認められる」を「減免するものとして規則で定める占用物件である」に改める。

別表中

「

法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱類	1本1年につき
	街灯	
電柱、電線、変圧塔、 広告塔、郵便差出箱、 公衆電話所	変圧塔及び公衆電話所	1個1年につき
	郵便差出箱及び信書便	

	差出箱	
	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき
	その他のもの	長さ 1 メートル 1 年につき
		占用面積 1 平方メートル 1 年につき

」を

「

1 法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	電柱類（支線及び支線柱を含む。）		1 本 1 年につき
	街灯（電柱類であるものを除く。）		
	変圧塔及び公衆電話所		1 個 1 年につき
	郵便差出箱及び信書便差出箱		
	広告塔		表示面積 1 平方メートル 1 年につき
	その他のもの	線類	長さ 1 メートル 1 年につき
その他		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	

」に、

「

法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件 水管、下水道管、ガス管	第 3 5 条に規定する事業のために設けるもの及び 第 3 6 条に規定するもの
	その他のもの

」を

「

2 法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの
	その他のもの

」に、

「

法第32条第1項第3号に掲げる施設 鉄道・軌道
法第32条第1項第4号に掲げる施設 歩廊・雪よけ

」を

「

3 法第32条第1項第3号に掲げる施設
4 法第32条第1項第4号に掲げる施設

」に、

「

法第32条第1項第5号に掲げる施設 地下街、地下室、通路
法第32条第1項第6号に掲げる施設 露店、商店置場

」を

「

5 法第32条第1項第5号に掲げる施設
6 法第32条第1項第6号に掲げる施設

」に、

「

施行令第7条第1号に掲げる物件 看板、標識、旗ざお、 パーキング・メータ、 幕、アーチ	看板	一時的に設けるもの
		その他のもの
	標識	
	旗ざお	祭礼、縁日等 に際し、一時的に 設けるもの
		その他のもの
	パーキング・メータ	
	幕（工事用 施設である ものを除 く。）	祭礼、縁日等 に際し、一時的に 設けるもの
		その他のもの
	アーチ	車道を横断する もの
		その他のもの

」を

「

7 施行令第7条第1 号に掲げる物件	看板（アー チであるも のを除く。）	一時的に設け るもの
		その他のもの
	標識	
	旗ざお	祭礼、縁日等 に際し、一時的に 設けるもの
		その他のもの
	パーキング・メーター	

幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの
	その他のもの
アーチ	車道を横断するもの
	その他のもの

」に、

「

施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートル1月につき	310円
------------------------------------	------------------	------

」を

「

8 施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートル1月につき	310円
9 施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		80円

」に

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 占有料の徴収額が1件100円未満のときは、100円とする。
- 2 面積が1平方メートル未満であるとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 3 長さが1メートル未満であるとき、又は長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。
- 4 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算

し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

- 5 前項の規定により算定した占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の富津市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。